

警察官 A 採用試験（先行実施枠）の合格者決定基準

1 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者は、基礎能力試験の得点の高得点順に決定します。

合格者数は、次の表のとおりです。ただし、合格ラインに同点者がいる場合は、同点者までを合格者とします。

最終合格予定者数	1人の場合	2人の場合	3人以上の場合
第1次試験合格者数	5人	7人	最終合格予定者数の3倍

(2) 最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計した総合得点の高得点順に決定します。

最終合格ラインに同点者がいる場合は、第2次試験の得点により決定します。

さらになお同点者がいる場合は、面接試験の得点により決定します。

2 試験の配点及び合格基準

(1) 各試験種目の配点は次のとおりです。各試験種目には、それぞれ次のとおり合格基準があり、その合格基準に達しない場合は、不合格となります。したがって、総合得点及び総合順位が上位であっても不合格となる場合があります。

区分	試験種目	配点	得点の算出方法	合格基準
第1次試験	基礎能力試験	120点 (20.7%)	採点されたままの得点を、配点割合により換算します。	得点（標準点）の平均点の7割に満たない者は不合格
第2次試験	論文試験	50点 (8.6%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	粗点の平均点の5割に満たない者は不合格
	体力試験Ⅰ	60点 (10.4%)	実施種目の得点の合計点を、配点割合により換算します。 (別表1)	得点の合計が10点に満たない者は不合格 (別表1)
	体力試験Ⅱ	40点 (6.9%)	実施種目の得点を、配点割合により換算します。 (別表2)	合格基準なし
	資格加点	10点 (1.7%)	認定された資格に応じた得点（5点又は10点）を加点します。 (別表3)	合格基準なし
	身体検査	—		1項目でも基準を満たさない場合は不合格 (別表4)
	面接試験	300点 (51.7%)	試験委員の評点の合計点を、配点割合により換算します。	配点の5割に満たない者は不合格
	身体精密検査	—		視力が両眼とも裸眼視力0.6若しくは矯正視力1.0に満たない者又は就業不可とされた者は不合格
受験していない試験種目がある場合は、試験を棄権したものとみなし、全ての試験種目の採点を行いません。				
合計		580点 (100.0%)		

(2) 上記(1)の合格基準のほか、次のいずれかに該当する場合は、不合格とします。

ア 第1次試験に合格した受験者が第2次試験を棄権した場合

イ 第1次試験に合格した受験者が第2次試験受験後に試験の合格を辞退した場合

ウ 受験資格等の調査の結果、不相当と認められた場合

(別表1) 体力試験I 得点換算表

握 力		
得 点	記 録	
	男 性	女 性
10	62kg 以上	39kg 以上
9	58～61kg	36～38kg
8	54～57kg	34～35kg
7	50～53kg	31～33kg
6	47～49kg	29～30kg
5	44～46kg	26～28kg
4	41～43kg	24～25kg
3	37～40kg	21～23kg
2	32～36kg	19～20kg
1	1～31kg	1～18kg
0	0kg	0kg

上 体 起 こ し		
得 点	記 録	
	男 性	女 性
10	33 回以上	25 回以上
9	30～32 回	23～24 回
8	27～29 回	20～22 回
7	24～26 回	18～19 回
6	21～23 回	15～17 回
5	18～20 回	12～14 回
4	15～17 回	9～11 回
3	12～14 回	5～8 回
2	9～11 回	2～4 回
1	1～8 回	1 回
0	0 回	0 回

反 復 横 と び		
得 点	記 録	
	男 性	女 性
10	60 回以上	52 回以上
9	57～59 回	49～51 回
8	53～56 回	46～48 回
7	49～52 回	43～45 回
6	45～48 回	40～42 回
5	41～44 回	36～39 回
4	36～40 回	32～35 回
3	31～35 回	27～31 回
2	24～30 回	20～26 回
1	1～23 回	1～19 回
0	0 回	0 回

(別表2) 体力試験Ⅱ得点換算表

シャトルラン		
得点	記録	
	男性	女性
10	95回以上	62回以上
9	81～94回	50～61回
8	67～80回	41～49回
7	54～66回	32～40回
6	43～53回	25～31回
5	32～42回	19～24回
4	24～31回	14～18回
3	18～23回	10～13回
2	12～17回	8～9回
1	1～11回	1～7回
0	0回	0回

(別表3) 資格加点基準表

次に掲げる資格所有者に、第2次試験において、一定点を加点します。

加点資格	加 点 基 準	加 点 点 数
英 語	①実用英語技能検定（英検）準1級以上 ②TOEIC650点以上（IPテストを除く。） ③TOEFL<iBT>68点以上 ④国際連合公用語英語検定（国連英検）B級以上	10点を加点
	①実用英語技能検定（英検）2級 ②TOEIC470点以上650点未満（IPテストを除く。） ③TOEFL<iBT>48点以上68点未満 ④国際連合公用語英語検定（国連英検）C級	5点を加点
中国語	①中国語コミュニケーション能力検定（TECC）550点以上 ②中国語検定2級以上 ③漢語水平考試5級以上	10点を加点
	①中国語コミュニケーション能力検定（TECC）400点以上550点未満 ②中国語検定3級 ③漢語水平考試4級	5点を加点
韓国語	①ハングル能力検定2級以上 ②韓国語能力試験5級以上	10点を加点
	①ハングル能力検定準2級 ②韓国語能力試験4級	5点を加点
簿 記	①日商簿記検定2級以上 ②全経簿記能力検定1級以上	10点を加点
柔 道	2段以上（公益財団法人講道館が認定するものに限る。）	
剣 道	2段以上（公益財団法人全日本剣道連盟が認定するものに限る。）	
情報処理	ITパスポート試験を除く情報処理技術者試験（経済産業省所管の国家試験）合格者	5点を加点
	ITパスポート試験（経済産業省所管の国家試験）合格者	

- ・資格は申込受付終了日まで証明可能なものに限ります。
- ・英語、中国語及び韓国語については、有効期限を申込開始日から遡って2年間とします。
- ・各加点資格ごとに設けた加点基準のいずれかを有する場合に10点又は5点を加点します。
- ・1つの加点資格の区分について1つの資格が申請でき、複数の区分の資格を有している場合についても、加点は10点を限度とします。

(別表4) 身体検査基準表

検査種目	基準	
	警察官	警察官(女性)
色覚	職務の遂行に支障のないこと。	
その他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。	

※ 1項目でも基準を満たさない場合は不合格とします。